

# 蜘蛛の巣としての電子テキスト

## その来歴と現在

稲賀繁美

電子環境下、テキスト概念は、現在、抜本的変革期にある。物理媒体から遊離した意味の把握には解読装置が不可欠となった。所有性・作者性・真正性の通念も根拠を喪失した。本稿はWebを「蜘蛛の巣」と再認識し、源氏物語五四帖から「山路の露」が解離した帰趨、敗戦後の文化財保護法成立過程の吟味から、text遺産の現在を問い直す。

### 一、「テキスト遺産」の概念

#### (1) texture

筆者は近年、「ウェブのうえの遺産」に思案を巡らせている。Webといえは今日ならWorld Wide Webだろうが、語源としては織るwovenから派生して「網状組織」を指し、具体

彩として天敵から姿を隠したり、別の生物に擬態を示したりする役割を果たす場合もあれば、繁殖行動などのサインを送る情報伝達機能を発揮する場合もある。コウイカの場合、種としてその信号の意味を次世代に伝達するには個体の生存期間が短すぎる。高度に変幻自在な様子を見せる皮膚の変色や発光が、何の役割を担っているのか、まだ不明な生物も少なくない。

#### (1) digital

こうしてみると「テキスト」状の組織を構成して活用するのは、けっして人類に限定された営みではないことも見てくる。とはいえ繊維から糸を撚り、それを縦横に直交する位置に並べ機なぐりによって両者を編み上げる技術は、ヒトが太古に発明した、原初のデジタル技術だろう。デジタルというと、二進法と短絡する誤解が相場だが、digitalはdignusから派生し、元来はdixすなわち十本の指。つまり分節化された整数の集積であり、フランス語などではnumériqueとの形容を得る。そこには、不可分に溶融する世界を、言語秩序によって切り分け、日本語で言うならば不定形の「モノ」を「コト」へと整序する営みが含意される。「モノ」は指折り数えられることにより「数」の秩序へと回収される。ここに情報の起源がある。

いなが・しげみ—京都精華大学教授、国際日本文化研究センター・総合研究大学院大学名誉教授。専門は比較文化、文化交流史。主な著書に『絵画の黄昏』(一九九七年)、『絵画の東方』(一九九九年)、『絵画の臨界』(二〇一四年)。三作のほかに『接触造形論』(二〇一六年、いずれも名古屋大学出版会)などがある。放送大学『日本美術史の近代とその外部』(NHK出版、二〇一八年)を現在放映中。

的には蜘蛛の巣が念頭にのぼる。【定義】で疑問を呈したとおり、テキストは縦糸と横糸との組織的な交差により織り上げられる「織物」を意味する。網状組織は自然界や生物も産出する。筋肉組織や血管の外壁には繊維が網状に重層することで、しなやかさと強度を獲得している。そこには遺伝子あるいは分子水準で、数学的に解析可能な構成原理が働いており、それゆえ、生成された繊維の網状組織には、すでになんらかの情報がおのずと内蔵され、それが紋様や特異な形態として、特定のパターンを示す場合も見られる。シマウマやジラフあるいはヒョウやトラの斑点や縞模様も、自然が仕組んだtexture。さらにコウイカのように皮膚の色彩や紋様を頻繁に変化させる生物の存在も知られている。それらの斑紋は迷

これもよく誤解されるので確認しておくなら、データdataとは語源からして「与えられた」モノであり、それだけでは「明証性」evidenceの証拠としては、役に立たない。あくまでデータは言語秩序という升目、あるいは網の目の尺度に照らして成型されることで、情報へと加工される。Informationとは語義からして「かたち」formへと「はめ込む」操作であって、そこには知覚による取捨選択が必然的に介入する。こうした理屈についてゆけない、あるいはそのような詮索は無駄と頭ごなしに決める筋が、むしろ自然科学の研究者や学生に頻出するが、そこには日本における教育の欠陥も露呈している。Dataとinformationとevidenceの違いも曖昧なまま、情報literacy教育が行われる日本の融通無碍さは、日本文化なるものの、或る、ほとんど無意識な局面をも浮き彫りにする。すなわち、自然界を目的合理性に応じて恣意的に切り分け、選別し、或る焦点距離と倍率、さらには特異な偏光filter越しに観察するのが、自然科学の「方法」であり、そこで選択すべき方法を考察するのが「理論」theoryであって、これは「実践」practiceからは、峻別される。すくなくとも、それが、ギリシアに自らの知の淵源を遡及的に求める、現在の自然科学の前提条件である。

### (三) theoryという「蜘蛛の巣」から逃れる獲物

こうした前提が不分明なまま、同様の輸入術語を、特段の反省もないままに表層的に濫用してきたのが、ユーラシア大陸の東端の列島に位置し、ながらく文明の掃きだめであった日本の文化的特性だった。仏教を經典の意味も不明なまま暗唱し、儒教秩序を輸入しても礼を忘却し、中国大陸の官僚制を移入しても科挙が廃止される国柄は、近代西洋科学の移入にあたっては、探求の原理は蔑ろにしたまま、いわば樹木を育てる根は無視して、熟した果実ばかりを体よく収穫しようとしてきた。この文化圏が蓄積した文化遺産とは何だったのか。その「良いところ取り」には、暗黙のうちに「理論」軽視あるいは「理論抜き」への嗜好／志向が透けて見える。

本企画においても、西洋仕込みの研究者は、まず観察の枠組み・「テキスト遺産」を設定し、それに該当する対象・「遺産」とみなされる「テキスト」を選別のうえ、扱う方法（所有性）「作者性」「真正性」をあらかじめ指定する。ところが日本側参加者の多くは、自分が当然の所与あるいは対象と見做す材料を「自明」の出発点として、そこに「外」から指定された、文字通り「外来」の「方法」を適用してみる。ときにそれは居丈高な「理論志向」を示すが、時を経るにつれ、それはいつのまにか「国風化」されて、外来思想本来の先鋭

matrixが「蜘蛛の巣」だったと仮定しよう。なぜなら日本列島の文化史は、いかなる選択基準によつて外部から様々な文化要素を取り入れ、あるいは拒絶したかに関して、事前に明白な規矩や基準を示そうとはしなかったからである。獲物を捕らえる蜘蛛の巣は、あくまで不可視でなければ、役にたかない。そして獲物が捕まって初めて、それが網の目に掛かれば、網ほど微小でもなければ、網を破壊しかなないほどにまで強大でもない、あつらえ向きの寸法の獲物だったことも、あくまで事後に判明する。その獲物を栄養にして棲息するのが「主」たる蜘蛛のはずだが、この正体を見極めようと試みるのは（いろいろと厄介なので）、後回しにしよう。掛かった獲物だが、これがここで対象とすべき「遺産」なのか？それともそれを消化した結果が「遺産」なのか。

ここで、複数の解釈が分岐する。まず蜘蛛の巣の上に残され、栄養を吸い取られた残骸、獲物の死骸を「遺産」と見る解釈もあろう。考古学者の対象がそれである。過去の残骸の中に、貴重な遺産を見出す立場である。またむしろ吸収された栄養こそが遺産を創るのだとすれば、遺産とは、むしろ蜘蛛の吐き出す糸、それが一本の糸で作りに上げる蜘蛛の巣の形状さらには、獲物を捕らえるその能力にこそ認めるべきだ、とする主張も、ありうるだろう。獲物を捕らえてはその

さをどこかで中和され、「日本」化されて、当たり障りない「道具」のひとつに収まるのが一般である。日本文化史を鳥瞰すれば、地域と時代によつて、外来思想にいわば「被曝」する局面と、それを咀嚼して「骨なし」に溶け込ます局面とが、相互に交代した様子を辿るのは容易い。造形美術の領域で見ると、異国文化だった鑄造や乾漆の仏像は、やがて木彫へと変貌を遂げ、漢画とやまと絵とは、公私の空間によつて使い分けがなされ、室町水墨画は桃山障壁画に代替し、近世には琳派や浮世絵へと変貌し、近代では洋風画が日本画と「棲み分け」を演じてきた。

### (四) Spider's web

こうした鵠的で主体性が不明確な学術に、筆者は頭ごなしに「欠陥」を指摘しようというのではない。むしろここに、日本列島が育んだ、というか消極的あるいは積極的に存続させ、結果的に残存した「遺産」のtextualな特性も見ることに肝要だろう。そしてそれは同時に、泰西由来の「理論」によつては汲み取れない残滓や不純物を、列島の文化史に堆積させ、反対に、理論的な公準に照らして模範的に料理できる素材をなおざりにする結果を生んだのではないか、といった仮説を立てることも許す、自然に文化環境ではなかったか。ここで「蜘蛛の巣」に話を戻そう。日本文化の見えざる

都度修繕され、補正され、成長を遂げる蜘蛛の巣、それがeggのうえに展開される情報として、学者が相手にすべきまっとうなる対象だ、という立場である。ここまでくると、研究者は、蜘蛛の巣の「主」たる蜘蛛なのか、との問いに至る。罨をかけて獲物を待ち構え、捕らえた獲物を料理するのが狩人としての研究者だ、と信じて疑わない筋もある。ここで遺産とは、蜘蛛が棲息していくための糧であり、食い潰しを招いて自滅しないためには、次々に新しい蜘蛛の巣をこしらえて、あらたな獲物を巻き込んでゆく新陳代謝metabolismが、学会の加齢にともなう老化を防ぐためにも、不可欠となる。深読みするならば、枯渇を防ぐ新機軸こそが、digital変換をした古典text群だったという話になる。

これは決して冗談ではない。実際に絶滅危惧種となつて久しい工藝のさまざまな領域では、最期の技術保持者が鬼籍に入るまえに、その技能をデジタル撮影して文化財として保存するか、喪失不可避の技能を後世に「継承」する手段がなくなっている。古文書を取ってみても、原本と同質の和紙や鳥の子紙を梳く技能はすでに消滅しており、表装を担当する表具師が居なければ、傷んだ原本を、定期的に膠によつて補修する伝統も、もはや更新はままならない。さらに、古文書解読の技能についても、かつては師弟の間での相伝によつて

秘訣の伝承がなされた。「古今伝授」は形骸化の危機を内在させているが、ここに遺産相続の要を認めるならば、写真撮影の複写やデジタル変換などで物質としての「遺産」が増殖したとしても、その「担い手」「解読者」が絶滅すれば、もはや「遺産継承」は不可能、という話になる。蜘蛛が子孫を残して世代交代してくれぬことには、継承儀礼は滅びることとなる。ことは、継承者の居なくなつた、絶滅危惧種指定の少数言語などの場合にも当て嵌まる。

「蜘蛛の巣」という理論の網の目。そこに懸かる獲物はいわば予定調和の結論を導く素材であり、理論とそれが捕らえるデータとの間には、暗黙の密約、循環論法の共犯性が隠されている。むしろ「蜘蛛の巣」に捉えられる「遺産」にはいかなる特性があるのか。反対に、「蜘蛛の巣」を巧みに搔い潜る微小な曲者や、「蜘蛛の巣」を壊しかねず、もとよりお呼びでもない寸法の大物とは、なにゆえ「遺産」の範疇から除外されねばならないのか。遺産テキストをめぐって考察する際には、こうした「取り零し」や「捕獲許容外案件」を無視することはできない。

## 二、「源氏物語」

すこし具体的な例を検討しよう。明治期より遡る『源氏物語』は三十巻本との比較も試みたが、両者におおきな隔たりは見られず、前者から後者が派生したものと推測できる。絵入り本『雲隠六帖』（寛文五年「二六五五」）などの流布から見ても、「山路の露」は十七世紀中葉には、版本により『源氏物語』が広く普及したこの時代、かなりの流布を見たものと考えられる。だが現在のところ、議会図書館が所有するのと同じの版本は日本の公共の蒐集には見出されていない。同館がこれを「宝物」扱いする所以であり、これは国際日本文化研究センターとの共催事業により、digital配信により accessible になっている。

第三に、この版本による刊行がなるまで、数世紀にわたつた「山路の露」の存在は、ほぼ忘れられていた。にもかかわらず、ここでこの帖は『源氏物語』の揃いのなかに、ふたたび場所を見出したことになる——五十四帖に付随する巻という扱いではあるけれど。となると、江戸初期の読者たちは、「山路の露」を『源氏物語』にありえた物語展開の可能性のひとつとして、受容していたことになる。たとえ、それがこの長編の必然的かつ決定的な「大団円」として万人から受け入れられていた、とまでは断定できないにせよ。とすれば、ここには文学テキスト遺産の「所有性」「作者性」「真正性」について、現代の『五四帖』絶対視とは異なる価値観が

『源氏物語』の版本の揃いが二部、米国の首都ワシントンDC、議会図書館に保存されている。一方は六十巻、二二六葉の挿絵を伴う揃い、西暦でいえば一六五四年の年記を持ち、同図書館ではtreasureの扱いを受け、他方は三十巻からなる手軽な軽装本といつてよい。以下は国文学畑からは離れた考察となる。

### (一) 版本「山路の露」

まず、これら両者とも「山路の露」と題する巻を含む。いうまでもなく、これは現在の五十四帖から構成される『源氏物語』には見えない巻名だが、専門家筋では、紫式部とは別人の後の作者が書き加えた「続きもの」として遇される。狭義の『源氏物語』千年紀の祝賀では「遺産」指定外となる。この「山路の露」で、光源氏の「息子」たる薫は、浮舟に再会する。もちろん「宇治十帖」の終局「夢の浮橋」には、両者が再び逢う場面など存在しなかった。「山路の露」の作者は、この結末には満足できず、続編を構想して、付け足したものと推定される。それが誰だったのか、作者の特定はできないものの、状況からみてこの物語が書き継がれたのは、西暦でいえば一八八八年から翌年あたりと推測されている。

次に、一六五四年の年記をもつワシントンの議会図書館本は、実検してみると承応三（二六五〇）年刊行の『絵入源氏物語』版本の摺り直しと判明し、山本春正の跋文を伴う。筆

当時流布していたことになる。紫式部ではない作者の続編も『源氏物語』の一部を構成し、そうしたものとして当時の読者には「六十帖」として所有され、ここでは「山路の露」の「真正性」が現在のような真偽の別という尺度では斟酌されていないからである。

### (二) 「開かれた作品」

以上から判断するならば、ウンベルト・エーコ Umberto Eco が流行らせた「開かれた作品」opera aperta<sup>1)</sup>が、むしろ江戸初期当時の「健全」な認識だったことになる（蛇足だが、エーコはこの用語を、頭韻を踏んだ「駄洒落」として発明したのであって、日本で舶来理論が過度に「真面目」に受け取られ、テレビ藝人知識人として出発した自分の才覚が日本では無視されるのに、記号学者当人は当惑していた）。フランスではここ三十年ほど critique génétique 「生成批評」が盛んで、フローベールやプルーストの手稿研究に活用されているが、日本の近代の文学遺産テキストの継承に、これをより「創作的」creative に応用する可能性も開かれるのではあるまいか。そもそも無文字の神話などに definitive version などあろうはずもなく、その姿は口承の度ごとに変幻する。

さらに第四点として、この版本の本文は、現在八種類の残存が確認されている手書き写本の本文とは、看過しえない差

異を呈している。国文学者はなお(ただしこの認識は二〇〇四年現在) どうしてこうした差異が生じたのかを説明するのに苦慮している。だがこの異文の存在からは、十二世紀当時、『源氏物語』の本文について、現在のように統一的な見解はまだ形成されておらず、当時の宮廷やその周辺の女官たちを含めた読者層で享受されていた『源氏物語』が、なお内容と文体において浮遊性を保持し、多様性を孕んだまま流通していた、という事態を示す傍証にはなるだろう。

よく知られるとおり、『源氏物語』を五十四帖のものとして「標準化」した努力は、その多くが藤原定家(1162-1241)に帰せられる。その証拠物件とされる、かれの日記によれば、西暦では一二二五年、五十四帖からなる『源氏物語』の「決定版」を編纂し、それによつて、かれは自らの権威でその「真正性」を裏付ける。とともに、時系列上で矛盾をきたしたり(年立)、内容上齟齬を生じたりするような章段や異文を、定家は(横暴にも)排除した。そのなかには例えば「菓守」の巻が知られる。題名やその梗概、さらにはそこに含まれていた和歌に関しては記録が残るが、本文の総体はもはや今日まで生き残ることはなかった。とはいえ、残された断片的な証拠から、この「菓守」と先述の「山路の露」とがその主要なプロットや物語構造を共有しており、両者がまだ存続

を『源氏物語』は浮遊し、その最中で複数のテキストがあるいは評価され、批判され、問題視され、ついには拒絶されてゆく運命をたどっていた。「真正性」を獲得し「作者性」を裁定し、「所有性」が確立されるなかで、それ以前の多様にして雑多な「断片」がいかに生き延び、あるいは滅亡していったのかの軌跡も、現存する『山路の露』越しに探り当てるのが許されよう。『源氏物語』の文学的遺産を「我もの」として、自らの財産目録のなかに「所有」appropriateすべく、紫式部の後の世代は、様々な工夫を凝らした。その生誕を身近に観察する媒体として、ワシントン議会図書館本のdigitalizationも役立つはずである。<sup>1)</sup>

### 三、文化財保護政策との絡み

「テキスト遺産」も「文化遺産」の一部だろうが、それは既存の行政管轄に収まる概念なのだろうか。ブツとしての「文化財」には明確な法的規定がある。こちらの搦め手の事情をここで瞥見しておくのも、無用ではあるまい。とりわけ、電子デジタル技術の長足の進歩とともに、文化遺産が物理的な「モノ」と、そこに織りなされている「コト」とに分離され、両者が分岐しているのだから。あまつさえ、「コト」の要素が電子媒体に転写されることで、「モノ」とは別途の、

していた同時代には、ときに両者が混同されたいい形跡すら、残されている。いささかの飛躍を交えて想像を逞しくするならば、こうした混乱もまた、江戸初期の版本と、現在残された写本とのあいだで「山路の露」にみられる本文の顕著な違いに、その痕跡を残している、とはいえまいか。その証拠物件が「テキスト」遺産となる。

#### (二) パラテキストとしてのテキスト遺産

紙面の都合もあり、ここでは細かい立証を省くが、「テキスト遺産」研究の立場から、ふたつの指摘を加えておきたい。まず京都で版行された『山路の露』には、あたかも上書きされた羊皮紙写本palmisestに残された痕跡を探るように、十三世紀に『源氏物語』がいかにして「規範的典拠」canonへと編纂されていったのかを紐解く鍵が、それとなく隠されてもいたはずだ。ふたつめに、より重要なこととして、ここには十二世紀終わりの時期の「間テキスト性」intertextualityの流動的で輪郭不分明な実相あるいは動態について洞察を与え、材料が、凍結保存されていたことにもなる。紫式部に帰される「真筆」の周辺に、副産物あるいは補遺として、いまや由緒も定かでない異文や続編が、あるいは拡大を遂げ、あるいは互いに競合しつつ奔めいたいたのだから。

追加や修正、再編や逸脱、凝集や分離といった運動のなかundingliches Ding (Wilm Fussen) という、ほぼ非物質的な永続性を獲得し、さらにそれとは裏腹に、digital dataは、電子機器の助けを得なければ起動せず、再生もできない世界へと隔離されているのだから。ここで古典的な「所有性」「作者性」「真正性」の概念は、いずれも有効性を喪失したが、法律環境はこの急速な変化に追いつくことができず、社会の随所で「海賊状況」に等しい無秩序あるいは無法状態が跋扈し、さらには文化遺産の「映しと移ろい」に堪らず、従来の慣習的常識がいたるところで破綻を見せている。<sup>2)</sup>

ここで再度、目先を変えて、文化財保護政策で七十年ほど前に発生した事態に目配せしよう。ワシントンDCに『絵入源氏物語』が所蔵された背景には、米軍の日本占領がある。重要な文化財のなにかが、占領政策の下で米国の所蔵に帰した。六十巻本も、蔵書印を見ると、広島県田島の海軍兵学校図書室旧蔵だった(戦時中には「不敬」として忌避された『源氏物語』の珍しい版本が、兵学校に配架されていたわけだ)。海軍の解体とともに放出あるいは接收された遺産の一部が、海外に流出して「宝物」へと栄転を遂げた事例である。とかく国文学という学術は、研究対象となる「遺物」には執心するが、その伝播経路や来歴に関しては、とりわけその現在の所蔵先が海外機関となると、ほとんど関心を示さない。

だが「蜘蛛の巣」には外来種も無視できない。海外における遺産テクストの蒐集という「蜘蛛の巣」に何がどのような条件で捕えられたのか。そしてそこに懸かった「獲物」とつひとつの来歴という軌跡も、また「パラ・テクスト」paratextとして「遺産テクスト」の周辺をなして形成される別所の「蜘蛛の糸」の一本をなす。来歴を辿る道程の軌跡の集合がなす「蜘蛛の巣」の形状には、文化遺産の移動の生態が転写されるからである。そしてその折れ曲がった巣の形状や、糸の結節点ひとつひとつには、移動の歴史を決定した要因や、巣の形状に影響を与えた時代・社会環境が反映し、その痕跡が記録として刻印されているはずだ。

## (一) 占領政策と文化財保護

日本敗戦直後、ウォーナー伝説というものが広まった。古都の奈良や京都は米軍の無差別爆撃から守られたが、その陰には、日本美術史家だったラングドン・ウォーナーの働きがあり、ウォーナー作成の文化財リストが、奈良・京都を破壊から救ったというのである。ウォーナーが作成したリストは、ロバーツ委員会という戦後処理機関に提出されたものだが、それは元来、欧州で枢軸側が鹵獲し収奪した文化財を「復帰」するための基礎資料だった。日本の場合にも、朝鮮半島や大陸から違法に略奪された文化財を、戦後に返還すること

戦とともに文部省に移管されて国立博物館へと衣装替えした。今ではひと言で敗戦後の混乱期などと呼ぶが、ここで発生した混乱は本稿の「文化遺産」考察とも無縁でない。中華人民共和国成立と朝鮮戦争勃発までの時期、共産党と日教組は、職員組合組織が合法化されるのを受けて、国立博物館の「民主化」にも果敢な働きぶりを見せる。実名は当時の資料に見えるが、ここでは伏せることとする。文部省から着任した「先鋭分子」が、館長や次長を戦争協力の過去を理由に糾弾し、両者は早々に辞職する。「公職追放」に便乗した「戦争犯罪人」「肅清」の「人民裁判」だが、戦前から宮内省に勤務していた役人たちは、この動きに危機感を抱く。ところが朝鮮戦争(一九五〇―五三)とともに「レッド・ページ」が始まり「逆コース」の世相を迎えるや、組合幹部は辞職に追い込まれ、博物館は政治的には「無色」だが「透明」とはほど遠い環境となる。守衛が館蔵品を質屋に入れたことが発覚し、後任の館長は責任を回避して転出する。そうしたなか、法隆寺金堂の火災で壁画消失という大事件が勃発する。

これへの対策として文化財保護法が制定され(一九五〇)、文化財保護委員会が設立される。とはいえその構成員は、元華族のお殿様と天下りした元文部次官に、財務関係というわけの日銀総裁。元美術研究所所長が唯一の美術史の専門家で、

がロバーツ委員会の役目だったはずであり、奈良・京都が爆撃を免れたのは、ウォーナーの功績とはいえない。そこには広島長崎の原爆被害から占領国の国民の意識を逸らせない、占領軍側の意向があつた。さらにいえば、戦争末期、日本の軍部には、奈良や京都ならば歴史的遺産の価値に鑑み爆撃を避けられるとみて、この地を密かに兵站基地にしようとする策動すらあつた。また戦勝が確実となった時点で、日本敗戦後の占領政策に支障をきたしかねない爆撃は、戦略的にはかえって不適切ともなる。体よく保存された文化遺産は、接収の対象としても価値を発揮する。法隆寺の五重塔を解体して北米に移送する計画がある、といった噂も巷には流れていた。実際、フランスのロマネスク寺院が、ニューヨークのメトロポリタン美術館の別館にそのまま解体移送されて復元された実例もある。当時の政治情勢と北米合州国の財政状況を見れば、朝鮮戦争が勃発しなかつた場合、こうした計画が実現に移されなかつたとも限るまい。畢竟、文化財とか遺産とかは、政治の道具として、いかようにも利用される。

## (二) 文化財保護法制定の顛末

かつての「文化遺産」は少数の特権階級が「所有性」を発揮し、その「作者性」の「真正性」が市場価値を支えてきた。日本終戦までの帝室博物館は宮内省の管轄下にあつたが、敗戦委員会は浮世絵趣味の経済学者。この五名が当初の委員会構成だったが、この構成には当初から批判が集まった。多少想像力を働かせれば容易にわかることだが、国宝指定品目の下馬評などは、事前に漏れれば評価額にも影響を与える。事務局は当然の措置として、当該の委員にも、事前には指定予定品目リストを提示しない。これでは委員会はもとより形骸でしかなくなる。加えて、この法律は、寺社のみならず個人の私有財産にも国宝や重要文化財への指定を及ぼす。一度指定されてしまえば、輸出や売却の禁止のほか、さまざまな制約が負わされる。所有者には現状変更は禁止され、保存の義務が付されるが、それを補助する予算は微々たるもので、とても十分な手当はできない。このため指定品目の数は著しく限定され、著名で財力もある所有者からは、選から漏れたという不満も昂じる。その一方、指定を受ければ所有者名が公表されるため、これは課税対象となり、とりわけ相続税はほぼ個人では負担不可能となる。これでは文化財保護なのか、それとも違法売却促進なのか、法律制定の目的も意味不明となる。勢い、指定を受けるまえに早めに売却した方が安全という判断が生じる。財閥解体も重なり、本来ならば国家が購入して保存すべき名品が国外に流出することを、かえって促進する結果すら招いた。

### (三) 講和条約と文化財使節の渡米

さらにこうした新法施行が、おりからの講和条約締結（一九五二）と競合する。サンフランシスコ講和条約締結にあわせて、当地で会期を合わせて日本古美術展が開催される。だがこれには、日本国内より北米を優先させるとは何か、との批判もあり、「見たければ向こうからみなければよい」という尊王攘夷の生まれ変わりのような反米意識もあつた。さらには有識者ご本人たちですら目にしたことのない名品が北米行脚することへの反発、折柄の朝鮮戦争ゆえの「国宝の海外疎開」だといった冗談まで飛び出した。今日でも文化遺産の祖国復帰 repatriation はしばしば話題となり、旧帝国主義宗主国への怨念が国民意識の高まりに応じて噴出することも稀ではない。さらに、もとより脆弱で乾燥に弱い木製品や漆、膠で表装した屏風の展示環境への不安も無視できなかった。サンフランシスコ会場の写真を見ると、作品の周りや大広間に盆栽や植え込みの鉢が大量に配置されている。生きた植物を置くことで、その葉の色を確かめつつ会場の湿度を調節するという、専門技官の「名人藝」だった。

とりわけ、冷戦下という時代は無視できない。日本の講和条約は共産圏やアジアの新興国を除外した、自由主義陣営に偏った措置だった。東京大学総長、南原繁の批判に対して、  
「ことを増殖させている。所有性 ownership、作者性 authorship、真正性 authenticity は、いずれも古典的概念としてはもはや失効している。だが我々はなおそれに代替する枠組みを WW の「蜘蛛の巣」として構想・実現するには至っていないのだから。」

地球表層を覆い尽くした電子 web という新たな「蜘蛛の巣」のうえで、はたして我々人類は、自分たちが蜘蛛の巣の主なのか、それとも逆に、そこに囚われて脱出できない獲物なのかを、考えなければならぬ時代を迎えている。電子の「蜘蛛の巣」そのものが、人類の頭脳という「蜘蛛」が編み出した「巣」である以上、もはやどちらが「巣の主」で「巣の獲物」なのか、分別もままならない。一旦流出するや無限増幅と複写転写によって二度と消去することもできない「ネットカルマ」（佐々木閑）の業に囚われ、電子回路の世界を循環する情報の E 数が幾何級数的に膨張・爆発を遂げるなか、見掛けの利便性に乘せられて、実際には自家中毒に絡め取られた餌食の自己再生産が、「遺産」の「実態」でない、という保証もどこにもないのだから。電子の「蜘蛛の巣」をどう扱うかは、「テキスト遺産」学においてなお開かれた課題だろう。<sup>(6)</sup>

首相の吉田茂が「曲学阿世」呼ばわりをして議論を招いたことは、広く知られる。またインドや中国を無視した文化財展示の外交姿勢は、欧米自由主義先進国に阿る「卑俗な政治の裝飾物」に過ぎないと、こうした国策もどきを痛烈に批判する勢力もあつた。その裏では、北京で「雪舟 四百五十年記念展」（一九五六）が開催された。これは「世界平和評議会」の提唱であり、結局は複製主体の展示となつたが、それすら国立博物館の館員が委員長となつて首頭を取るとは国家公務員の本義に悖るとして、日本政府筋から公然と非難されたりもしたという。

### 四、非物質的「テキスト遺産」

#### ——文化財概念の刷新にむけて

およそこうした事例は、「テキスト遺産」の考察とは、表面上なら関係ないようにも見受けられよう。だがこの七十年前の事例を「比喩」として読むならば、そこには電子版テキストへと移行した「遺産」が内蔵する様々な危機が、生々しく炙り出されてくるのではないか。冷戦下で「モノ」としての文化遺産とその管理保存につきまとうた問題は、現在の電子化環境の無法地帯において、Cyber空間における別種の政治問題や利権関係へと変貌を遂げ、さらに一層陰湿な厄介

#### 注

- (1) Shigeni Inaga, "A Short Commentary on Yamaji no Tsuyu, A story included in the Set of Genji Monogatari in the Library of Congress Collection," Washington D.C., 25 march 2006.
- (2) 稲賀繁美編『海賊史観からみた世界史の再構築』（思文閣出版、二〇一七年）および『映しと移ろい』（花鳥社、二〇一九年）参照。
- (3) 編集部「文化財はいかにして救われたか」矢代幸雄「ウォーナー・リストをめぐる」（『藝術新潮』一九五七年十二月号、二七三—二九五頁）。吉田守男『日本の古都はなぜ空襲を免れたか』（朝日文庫、二〇〇二年、原題『京都に原爆を投下せよ』角川書店、一九九五年）。
- (4) 無名「文化財拾遺」（『藝術新潮』一九五七年十一月号）第八卷一—号、二六〇—二七五頁。無記名記事だが、ほぼ筆者は特定できる。ただしその推定をここに記することは慎みたい。
- (5) 「告知版：国宝をつくる人々」（『朝日グラフ』一四〇四号、一九五一年七月十一日付）。
- (6) 本稿は、拙稿「タイムカプセルとしてのミュージウム」（川口幸也編『ミュージウムの憂鬱——揺れる展示とコレクション』水声社、二〇二〇年、三八九—四〇五頁）の統編として執筆した。この旧稿末尾に筆者の関連する論考の一覧書誌を挙げている。また、本書の企画の母体となったオンライン・ワークショップ「テキストの遺産の利用と再創造」における筆者による総括コメントは「個の喪失と文学的磁場の生成…テキスト遺産の顕現と変容を欧米の眼差しから吟味する」（『思考の隅景』連載二〇九回（二〇二〇回の誤記）として『図書新聞』三四六一号、二〇二〇年八月二十九日付に刊行している。あわせて参照いただければ幸いです。

れ、その間に新たな意味が付与されていくプロセス全体を含めた概念。

林原行雄

テキスト遺産は媒体に文字で書かれた文化遺産であり、後世に残されるべきと判断され現存する。後世まで残す意義は有形資産の媒体自体にある場合もあるが、多くはテキストに書かれた内容という無形資産にあることが多く、評者によって評価が分かれることも少なくない。テキスト遺産の意義は優品であるという正のものとは限らない。人類の反省として残された負の遺産もある。ユネスコ「世界の記憶」は、世界

の人々の記憶に留めるべきテキスト遺産を適切に保存し、普遍的アクセスを確保し、その認知度の向上を目指すプログラムであり、この度懸案事項の解決が合意され、「世界の記憶」登録が再開される運びとなったことを喜びたい。

稲賀繁美

Textはtextureから派生し、縦糸と横糸との絡み合いから成る。Webもweaveすなわち「織り」から派生し、現在では電子情報流通網を指すが、元来は蜘蛛の巣を意味する。遺産とは蜘蛛の巣の糸か、そこに囚われて、捕食者としての蜘蛛に食われる獲物なのか？

古典は遺産か。本書に寄せられた論文とコラムは、そのような問題意識をもって、日本の古典文学を「テキスト遺産」として捉え直してみることを試みるものであった。遺産という言葉が「前代の人々が残した業績や文化財など」（『日本国語大辞典』第二版）という意味で使用されるようになったのは近代以降のことであるが、本書所収の各論文、コラムが明らかにしたように、前近代における各時代の人びとが目的をもってテキストを作り、読み、評価し、保存し、複製してきたその営みは、遺産という語彙と概念を用いることによつて、過去から現在に至る大いに意味のあるプロセスとして浮かび上がらせることが可能で、理解しやすいものとなったのではないだろうか。

しかしまた同時に、文字と書物に基づく文化（テキスト）は、他の文化的生産物よりも捉えることの難しい、複雑で複層的な存在であることも明らかにしたであろう。「テキスト遺産」という視点からみつめた場合、「テキスト」は形あるモノ（書物および書物に限らないさまざまな形態、ハード）と、その内実（ソフト）との二面性を有するものであること、「テキスト」研究はその両面への思考が絡み合う、ただならぬ難しさを抱えるものであることが明確となった。

ただそれは、テキストへのアプローチの限界を示すものでは決してなく、さまざまな未知の可能性へと我々を誘うものであると言えるのではないか。「テキスト遺産」という視点は、テキストの継承と断絶のありよう、つまり、いまあるモノが何ゆえ見えるモノとして継承されたか、そしてまた、いま見えないモノが何ゆえ消滅し忘却されたかという、時代や世代を超える歴史的な時間の経緯や蓄積、変化への考察を生み出すものである。あるいはまた、正統性や権威の実際、価値観や常識への問い直しをも迫るものである。

さて、それでは「テキスト遺産」という概念を用いた文学へのアプローチは、今後どのような新しい道を開きうるか。

一つには、文学研究と遺産研究の各領域での従来の常識を開き、ぶつけ合い、共通の言葉や概念を軸に対話を進め、新たな共同研究や学際的な研究を促すことが可能であろう。「テキスト遺産」という概念は、古典テキストを「死んだモノ」として放置してしまうのではなく、現在に至るプロセスでいかなる機能を果たしてきたのか、あるいは何ゆえ機能を喪失したのか、それを社会史、あるいは政治史、経済史といったさまざまなラインから再考することを促す。

そしてまた、現在の文化遺産政策と並び置くことによつて、現代における古典のあり方を俯瞰、照射しつつ、個別のテキストのありようについてもより多角的に捉えることが可能となるであろうし、逆に文学研究、古典研究から遺産研究を刺激し、現代における共有問題として議論を深めることも可能であろう。

学際的研究、国際的研究の必要性ということが盛んにいわれる昨今ではあるが、「テキスト遺産」という概念は、まさに「テキスト」への思考をひらき、また深めるための恰好の方法となりうるのではないか。その可能性は本書において端緒に付いたばかりであるが、今回の試みを基として、現在ここにあるテキスト遺産をまた新たな命とともに未来に継承していくことを期したい。

執筆者一覧（编者以下、掲載順）

Edoardo GERLINI・河野貴美子・佐々木孝浩・  
海野圭介・盛田帝子・兵藤裕己・飯倉洋一・高松寿夫・  
陣野英則・前田雅之・山本嘉孝・阿部龍一・  
Edward KAMENS・荒木 浩・Roberta STRIPPOLI・  
佐野真由子・林原行雄・稲賀繁美

【アジア遊学 261】

## 古典は遺産か？

日本文学におけるテキスト遺産の利用と再創造

Are Classics a Heritage? :

Uses and Re-Creations of Textual Heritage in Japanese Literature

2021年10月20日 初版発行

編者 エドアルド ジェルリーニ 河野貴美子

制作 株式会社勉誠社

発売 勉誠出版株式会社

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-18-4  
TEL: (03)5215-9021(代) FAX: (03)5215-9025

〈出版詳細情報〉 <http://bensei.jp/>

印刷・製本 株式会社 藤太印刷社

ISBN978-4-585-32507-9 C1395

## 古典テキストが伝える人々の営為

人びとが過去から現在へと紡ぎ、伝えてきたテキスト——「古典」。

それらが今なお様々な姿で我々にその存在を伝える背景には、

各時代の人びとが古典というテキストに対し営んだ試行錯誤があった。

古典を「遺産」という概念から捉えかえし、所有性、作者性、真正性の観点から

テキストそのものや、それにまつわる行為や意識を歴史的に考察。

さらに、古典と社会との関係性を照らし出す「テキスト遺産」という概念のポテンシャルを、

文学研究と経済学・文化交流史など諸分野の視角を重ね合わせるにより提示。

文字と書物の文化研究を新たなステージへと領導する画期的成果。